

## 訪問介護の利用料金表

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割（平成30年8月から））の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### 【基本利用料金】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
身体介護 中心型	20分未満	1,670円	167円
	20分以上30分未満	2,500円	250円
	30分以上1時間未満	3,960円	396円
	1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円
	1時間30分以上	30分増すごとに830円を加算	30分増すごとに83円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		20分から起算して25分増すごとに660円を加算 198単位に限度	25分増すごとに66円を加算
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,820円	182円
	45分以上	2,240円	224円

（注1）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### \* 新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価

・新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せ致します。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上 連携加算	○サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（以下「訪問リハビリテーション事業所等」という。）理学療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成。 ○当核訪問介護計画書に基づくサービスを提供。 ○当核訪問介護計画書に基づく初回の当核指定訪問介護が行われた日の属する月に、指定単位数を加算	1,000円	100円
	○訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当核理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成。 ○当核訪問介護計画に基づくサービスを提供 ○当核訪問介護計画に基づく初回の当核指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき指定単位数を加算	2,000円	200円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の13.7% (基本料金+各種加算減算)	
介護職員等特定処 遇改善加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の6.3% (基本料金+各種加算減算)	
介護職員等特定処 遇改善加算Ⅱ ※		1月の利用料金の4.2% (基本料金+各種加算減算)	
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算 ※	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。